平成２９年（フ）第１１９号
山梨県甲府市千塚２丁目４番28号　サンハイツ西山401
債務者　米倉楓こと　丁　　湘容
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６８号
長野市川中島町今井原８番地１　市営今井団地３号棟702号室
債務者　徳和麻理子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２号
長野県上田市中央６丁目14番３号
債務者　石原　恵太
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第２８号
長野県埴科郡坂城町大字網掛556番地１　ブレインマンションα305
債務者　大藤　啓晃
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第９号
長野県小諸市大字市680番地17
債務者　髙橋　幸子（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第２４号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2531番地41　町営住宅桜ケ丘団地４棟102
債務者　米谷　　猛
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第２５号
長野県小諸市南町１丁目１番18号　ハイツサニー102
債務者　花塚　繁数
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１６６号
名古屋市港区入船１丁目７番７号　ラ・クレアシオンＤ－50号
債務者　中村　繁樹
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１７号
名古屋市南区薬師通１丁目18番地の１　川島シオンハイツ403号
債務者　野嶋　太智
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５０３号
名古屋市瑞穂区大喜町１丁目13番地の１　コーポ大喜Ｂ棟102号
債務者　松本　隼人
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５２４号
名古屋市昭和区駒方町４丁目27番地の１　杁中カジウラマンション201号
債務者　村井　　昭
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４号
三重県四日市市菅原町141番地９
債務者　鴻野友希こと　鴻野　由貴
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
三重県四日市市日永西１丁目20番１－154号市営
債務者　津本　峰男
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
三重県四日市市西坂部町874番地１　ハイツ山の平Ｉ－101
債務者　諸戸由香里
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第３７４号
京都市北区衣笠西開キ町14番地24
債務者　掛川　展洋
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３７５号
京都市北区衣笠西開キ町14番地24
債務者　掛川加津子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３９９号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地２－501、前住所京都市西京区牛ケ瀬山柿町13番地１　リバーサイド桂川　Ｂ－202
債務者　藤田　豊賀
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係